

奈良県旅館業の業務の適正な運営の確保等に関する条例施行規則及び公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十九号

奈良県旅館業の業務の適正な運営の確保等に関する条例施行規則及び公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

(奈良県旅館業の業務の適正な運営の確保等に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 奈良県旅館業の業務の適正な運営の確保等に関する条例施行規則（昭和五十八年十月奈良県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第一号の表の二中「有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）」を「全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量」に、「滴定法」を「全有機炭素の量の場合は全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量の場合は滴定法」に、「一リットル」を「全有機炭素の量の場合は一リットル中八ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量の場合は一リットル」に改め、同表の三中「大腸菌群」の下に「（グラム陰性の無芽胞性の桿菌であつて、乳糖を分解して、酸とガスを形成する全ての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。）」を加え、同表の四中「冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法」を「ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法」に改め、同項第二号中「上り用水」を「上がり用水」に、「上り用湯」を「上がり用湯」に改め、同号の表の三中「又は比色法」を削り、同表の四中「有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）」を「全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量」に、「滴定法」を「全有機炭素の量の場合は全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量の場合は滴定法」に、「一リットル」を「全有機炭素の量の場合は一リットル中三ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量の場合は一リットル」に改め、同表の五中「大腸菌群」を「大腸菌」に改め、「乳糖ブイヨンブリリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は」及び「五十ミリリットル中に」を削り、同表の六中「冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法」を「ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法」に改め、同条第四項中「〇・二ミリグラム程度から〇・四ミリグラム程度まで」を「〇・四ミリグラム程度」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、結合塩素のモノクロミンにより消毒する場合の基準は、一リットル中

三ミリグラム程度とする。

（公衆浴場法施行細則の一部改正）

第二条 公衆浴場法施行細則（昭和六十一年六月奈良県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号の表の二中「有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）」を「全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量」に、「滴定法」を「全有機炭素の量の場合は全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量の場合は滴定法」に、「一リットル」を「全有機炭素の量の場合は一リットル中八ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量の場合は一リットル」に改め、同表の三中「大腸菌群」の下に「（グラム陰性の無芽胞性の桿菌であつて、乳糖を分解して、酸とガスを形成する全の好気性又は通性嫌気性の菌をいう。）」を加え、同表の四中「冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法」を「ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法」に改め、同項第二号中「上り用水」を「上がり用水」に、「上り用湯」を「上がり用湯」に改め、同号の表の三中「又は比色法」を削り、同表の四中「有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）」を「全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量」に、「滴定法」を「全有機炭素の量の場合は全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量の場合は滴定法」に、「一リットル」を「全有機炭素の量の場合は一リットル中三ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量の場合は一リットル」に改め、同表の五中「大腸菌群」を「大腸菌」に改め、「乳糖ブイヨン・ブリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は」及び「五十ミリリットル中に」を削り、同表の六中「冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法」を「ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法」に改め、同条第三項中「〇・二ミリグラム程度から〇・四ミリグラム程度まで」を「〇・四ミリグラム程度」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、結合塩素のモノクロラミンにより消毒する場合の基準は、一リットル中三ミリグラム程度とする。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。